

## [事案 28-315] 保険料割引等請求

・平成 29 年 9 月 19 日 和解成立

### <事案の概要>

契約時、募集人から実際より安い金額で保険料を説明され、また特約の中途付加が可能であると誤った説明を受けたことなどを理由として、募集人の説明した保険料での契約の成立および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 28 年 8 月に契約したがん保険について、以下の理由により、募集人の当初の説明と同条件、同内容で契約を締結し、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 契約前、募集人に、貯蓄型のがん保険に入りたいと伝え、漢方薬を服用しているが問題ないか質問したところ、問題ないと回答されたが、実際に告知したところ、追加告知訂正書の記入が必要となった。
- (2) 当初の設計書には保険料が実際より安く記載されており、数か月後、代理店で契約締結した際にも、募集人から、当初と同内容、同条件である旨の説明を受けた。
- (3) 契約前、募集人に、先進医療特約の付加が必須と伝えていたところ、掛け捨てなので加入後に付加すればよい旨の説明を受けたが、実際は中途付加できなかった。

### <保険会社の主張>

以下のとおり、募集人の誤説明は事実であるが、募集人は、保険契約締結の代理権は有しておらず、契約者間の公平性の観点や、当社の規定上取扱いができない契約をすることはできないことなどから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険料払込期間を数え間違えて、前納回数が 1 回分少ない設計書を提示した。  
また、契約前月に一括・前納保険料の割引利率の引下げがあり、一括・前納保険料が上がったことについて、説明していなかった。
- (2) 募集人は、本特約を中途付加できると説明していた。
- (3) なお、募集人は、契約後、保険料相違の原因を説明し、申立人にクーリング・オフを勧めたが、申立人は再査定を依頼し、保険料の支払いなどの手続きを進めている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約前後の状況を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が当初誤って説明した内容での契約が成立していたとは認められず、保険会社の不法行為等による慰謝料の支払いまたは損害賠償を認めることは出来ないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人には、保険料の支払回数についての誤説明、当初より保険料が上がっていることについての説明の不在、本特約を途中で付加できるとの誤説明、設計書を全部プリントしなかったこと等の点につき、不適切な募集行為があった。
- (2) 申立人が、募集人の誤説明により、本特約を契約後に付加できると信じて契約に至ったこ

と、募集人の度重なる不適切な募集行為で不愉快な思いをしたことが認められる。